

インプラント専門歯科衛生士資格更新についての注意事項

1.

本制度により認定されたインプラント専門歯科衛生士は5年毎の更新が必要になります。更新をされなかった場合には、本制度施行規程第13条第5号に基づき資格は喪失されます。

2.

更新申請は、認定失効期日の6ヵ月前から3ヵ月前までに行ってください。

3.

当該年度までの年会費を更新時まで納入済みである必要があります。

4.

更新料(1万1千円(消費税込))の納入については、郵便局備え付けの振替用紙(青色)をご利用の上、通信欄に「インプラント専門歯科衛生士更新料」と必ずご記入ください。更新申請書の1号様式裏面に領収書のコピーを忘れずに添付してください。

口座番号:00130-8-687189

口座名:公益社団法人日本口腔インプラント学会衛生士

銀行からのお振込みの場合:

ゆうちょ銀行 019支店 当座 687189

公益社団法人日本口腔インプラント学会衛生士

5.

更新単位は、50単位以上必要です。学術大会20単位以上、専門歯科衛生士教育講座20単位以上を含むものとします。専門歯科衛生士制度施行細則の更新単位附表を必ずご確認ください。

6.

本会学術大会と支部学術大会を併催で行っております学術大会に参加した場合には、大会参加歴は本会学術大会のみ(または支部学術大会のみ)の1回となります。更新単位にはご注意ください。

7.

更新における単位認定は、認定証に記されている認定失効期日の5年前から認定期限期日3ヵ月前までに参加した学術大会や専門歯科衛生士教育講座において適用されます。

8.

住所等の変更があった場合は、学会事務局に忘れずに変更届を提出してください。変更事項の届けが提出されていない場合、連絡がつかないおそれがあります。もし、その様な状況で連絡が取れず、認定期限までに更新手続きが出来なかった場合は、本制度施行規程第13条第5号に基づき資格は喪失されます。